

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年9月3日	株式会社神明通商(法人番号4140001037635)代表者 片川 守	兵庫県明石市魚住町清水1635番地の5	本社	兵庫県明石市魚住町清水1635番地の5	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年12月7日及び同年12月28日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	3	3
令和6年9月5日	株式会社マスト(法人番号1120001193598)代表者 吉井 伸次	大阪府大阪市生野区田島6丁目12番24号	本社	大阪府大阪市生野区田島6丁目12番24号	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年11月24日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「安全規則」)第6条第1項第1号、第2号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録の保存】(安全規則第9条)、(5)(6)運転者等台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)	3	3
令和6年9月10日	株式会社ケー・ワイ・ティー(法人番号7140001019614)代表者 谷口 道子	兵庫県神戸市兵庫区御崎本町2丁目10-5	本社	兵庫県神戸市中央区港島9丁目2番10	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和5年12月14日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年9月12日	株式会社舞京通商(法人番号6130001043970)代表者 藤田 貴司	京都府舞鶴市北吸1006-6	本社	京都府舞鶴市北吸小字糸1006-6	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年3月7日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和6年9月12日	有限会社 木村運送店(法人番号7130002016066)代表者 木村 隆	京都府京都市中京区木屋町三条下ル東入ル石屋町117	本店	京都府京都市中京区木屋町三条下ル東入ル石屋町117	輸送施設の使用停止(35日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年3月11日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	4	4
令和6年9月13日	山勢商会運輸有限会社(法人番号6170002010990)代表者 山本 典幸	和歌山県橋本市高野口町大字応其235番地	本社	和歌山県橋本市柱本字西ノ谷235番地2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年2月7日及び同年2月22日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(4)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	2	2

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年9月17日	京都土木株式会社(法人番号2130001026236)代表者 徳山 正夫	京都府京都市伏見区羽束師志水町181番地1	京都事業所	京都府京都市伏見区羽束師志水町181-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年1月26日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2
令和6年9月17日	株式会社 学園前ロードサービス(法人番号 4150001019913)代表者 山村 行廣	奈良県奈良市二名3丁目1118	本社	奈良県奈良市二名3丁目1118	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年7月11日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	0	0
令和6年9月24日	有限会社マリンロイヤル(法人番号7120102026420)代表者 橋本 滋夫	大阪府泉大津市曾根町2丁目10番33号	本社	大阪府大阪市住之江区南港中6-7-79	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和5年6月27日及び令和6年3月4日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	3	3
令和6年9月25日	株式会社滋賀葬祭(法人番号4160001013403)代表者 小南 眞	滋賀県栗東市霊仙寺6丁目6番9号	本社	滋賀県栗東市霊仙寺6丁目6番9号	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年4月11日及び同年4月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施、不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)アルコール検知器備え義務違反(安全規則第7条第4項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	7	7
令和6年9月25日	有限会社 龍田(法人番号7150002005075)代表者 龍田 土四男	奈良県大和郡山市満願寺町530-27	本社	奈良県大和郡山市満願寺町530-27	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年6月25日、同年7月5日及び同年7月16日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)業務の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第8条)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和6年9月26日	株式会社黒崎産業(法人番号7140001048588)代表者 黒崎 忠久	兵庫県尼崎市尾浜町1-172-1	本社	兵庫県尼崎市尾浜町1-172-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年2月9日及び同年3月19日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和6年9月30日	泰生運輸株式会社(法人番号7120101055610)代表者 西原 泰廣	大阪府河内長野市栄町25-25	大阪	大阪府河内長野市栄町25-25	輸送施設の使用停止(53日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年2月20日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(4)点呼の実施違反【実施不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	6	6
令和6年9月30日	株式会社 ワイズ建工(法人番号2130001058849)代表者 柏木 伸一	京都府京都市伏見区久我石原町8番地167	本社	京都府向日市上植野町脇田6番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年7月30日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	0	0